解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年十二月二十六日付けで香川県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

香川県坂出市室町二丁目三番五号

坂出市土地開発公社

清算人　加藤　悟史

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

福岡県八女市星野村一〇七七六番地の二

財団法人星野保育会

代表清算人　下茂　孝一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月二十六日鹿児島県日置市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

鹿児島県日置市東市来町長里七八番地一

清算法人東市来町土地改良区

代表清算人　下茂　孝一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日移行期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

北海道釧路市大町一丁目一番一号

社団法人釧路青色申告会

代表清算人　濱屋　重夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

岩手県盛岡市紺屋町二番九号

財団法人盛岡市民福祉バンク

代表清算人　晴山　貞美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

岩手県釜石市箱崎町第七地割六一番地二

財団法人箱崎町愛林公益会

代表清算人　植田　有功

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

仙台市若林区荒井字切新田一三番地の一

財団法人仙台市農業園芸振興協会

代表清算人　枡澤　慶悦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

神奈川県三浦市城山町一番一号

財団法人三浦市中小企業振興公社

代表清算人　杉山　実

代表清算人　篠田　和也

代表清算人　若澤　美義

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十二月二十六日新潟市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

新潟県新潟市西区青山四丁目四番二〇号

海老ケ瀬土地区画整理組合

代表清算人　嶋田　信

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月十三日開催の評議員会及び理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

愛媛県西条市三芳一〇二七番地の二

財団法人三芳町政岡育英会

代表清算人　川上　哲生

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十五年十一月二十八日高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

高知県香美市土佐山田町宮ノ口一二四七番地　清算法人土佐山田町六反田土地改良区

代表清算人　濱田　順一

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

沖縄県那覇市首里寒川町二丁目八番地

財団法人琉石醗酵飼料研究所

清算人　座安　正

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

青森市安方二丁目九番一三号

財団法人青森県建設センター

清算人　内海　重一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十日開催の理事会の決議により平成二十五年十一月三十日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

青森県むつ市大畑町兎沢一七番地二〇〇号

青森県立田名部高等学校大畑校舎内

財団法人青森県立田名部高等学校大畑校舎後援会

代表清算人　小川　哲

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

茨城県土浦市手野町二〇五八番地

財団法人手野大正共励社

代表清算人　入江よしの

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月二十二日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

千葉市中央区新宿町二丁目一一九番地

社団法人千葉県電気協会

代表清算人　安田　敬一

解散公告（第三回）

当公社は平成二十五年十二月二十五日付で神奈川県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十日

神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷二二一六番地

清川村土地開発公社

清算人　岸　直保